

令和 2 年度

西宮市財政健全化等審査意見書

西宮市監査委員

令和 3 年 9 月 8 日

西宮市長 石井登志郎様

西宮市監査委員	石原俊彦
西宮市監査委員	佐竹令次
西宮市監査委員	板戸史朗
西宮市監査委員	大川原成彦

西宮市財政健全化等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率（食肉センター特別会計）について、西宮市監査基準に準拠して審査した結果、次のとおり意見を提出します。

# 令和2年度西宮市財政健全化等審査意見

## 第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、市長から提出された、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率（地方公営企業法非適用会計）並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

## 第2 審査の期間

令和3年7月21日から同年8月11日まで

## 第3 審査の方法

この財政健全化等審査は、市長から提出された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された下記、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

## 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	4.1	25.0	35.0
将来負担比率	6.3	350.0	—

注1 実質赤字比率では実質赤字額が、連結実質赤字比率では連結実質赤字額が、それぞれ生じていない場合は「—」で表示している。

2 将来負担比率は、財政再生基準の対象とされていないため「—」で表示している。

## 資金不足比率（地方公営企業法非適用会計）

(単位：%)

区 分	令和2年度	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は「—」で表示している。

## (参考) 資金不足比率（地方公営企業法適用会計）

(単位：%)

区 分	令和2年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は「—」で表示している。

## 意見

令和2年度決算においては、実質赤字額、連結実質赤字額とも生じていないことから、**実質赤字比率、連結実質赤字比率**は算定されていない。一般会計等の実質黒字額は47億4,853万円で、前年度に比べ41億3,136万円増加している。一般会計等に含まれない特別会計（公営企業会計を除く。）の実質黒字額では、国民健康保険特別会計で2億1,685万円増となるなど、1億6,885万円増加している。公営企業会計では、水道事業会計で実質黒字額が2億9,623万円減少し、水道事業会計を除く4会計で実質黒字額が2億8,930万円増加している。連結実質赤字比率の対象となる会計全体では、実質黒字額は158億9,508万円で、前年度に比べ42億9,328万円増加している。

**実質公債費比率**は4.1%で、前年度に比べ0.8ポイント上昇している。この比率は3か年の平均数値だが、令和2年度単年度の比率は4.6%で、前年度と比較して0.1ポイント上昇している。平成11年度に発行した土木債の償還の一部が元年度で終了したことなどにより地方債の元利償還金は減少し、公営企業債の元利償還金に対する下水道事業への繰出金の減などにより準元利償還金は減少している。

**将来負担比率**は6.3%で、前年度からの増減はない。債務負担行為に基づく支出予定額が残高の減により減少し、公営企業債等繰入見込額も下水道事業債残高の減等により減少したことなどにより将来負担額は減少している。また、財政基金等の残高増に伴い充当可能基金は増加したものの、都市計画税収充当見込額等の減に伴い充当可能特定歳入が減少し、基準財政需要額算入見込額が減少したことにより充当可能財源等も減少している。

充当可能財源を控除した将来負担額は増加し、将来負担比率は前年と同値になっている。

将来負担額は減少傾向にあるが、地方債残高については、今後、公共施設の老朽化対策等の投資的経費の増大などによって多額の市債発行が見込まれる。今後とも、将来負担の軽減に留意し、健全な財政運営の確保に努められたい。

**資金不足比率**については、全ての公営企業会計で発生していない。病院院事業会計では、平成30年度3.8%、令和元年度1.3%と資金不足が続いていたが、令和2年度は2.0%の資金剰余となり、前年度に比べ3.3ポイント改善している。また、資金不足比率の算定方法により算出された当年度末の資金剰余额は8,432万円で、令和元年度末の資金不足額6,169万円と比較すると1億4,602万円増加しているが、これは新型コロナウイルス感染症患者の受入病床を確保したこと等に伴う国県補助金を約10億円受けたことで流動資産が増加したことによるものである。

これまで資金不足解消のため、平成20年度から平成22年度に一般会計から借り入れた16億4,100万円の長期借入金により平成22年度と平成23年度は資金剰余となっていたが、平成24年度以降再び資金不足が生じたことから、平成26年度に一般会計から5億円の長期借入れを行い、資金不足額は平成26年度末には2,042万円に改善していた。しかしながら、平成27年度以降も資金不足額が拡大したことから、平成28年度に一般会計から5億円の長期借入れを行い、平成30年度に一般会計から6億円、元年度に7億円、2年度に1億5,000万円の補助金を受けた。

なお、上記の長期借入金26億4,100万円の元金償還が令和5年度から順次始まり、元金償還額が固定負債から流動負債に振り替わる令和4年度以降、資金不足比率の悪化と資金流

出による経営への圧迫が懸念され、2年度は資金剰余となったが今後は再び資金不足が見込まれる状況となっている。今後より一層、資金不足の解消に向けた取組みの強化に努められたい。

# 審 查 調 書

# 1 健全化判断比率等の対象となる会計等

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等の範囲は、次のとおりである。

西 宮 市	一 般 会 計		一 般 会 計 等	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
	特 別 会 計	中小企業勤労者福祉共済事業特別会計					
		公共用地買収事業特別会計					
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計					
		国民健康保険特別会計					
		農業共済事業特別会計					
		介護保険特別会計					
	公 営 企 業 会 計	後期高齢者医療事業特別会計	公 営 事 業 会 計	資 金 不 足 比 率			
		水道事業会計					
		工業用水道事業会計					
		下水道事業会計					
		病院事業会計					
		食肉センター特別会計					
	一 部 事 務 組 合	阪神水道企業団					
		丹波少年自然の家					
後期高齢者医療広域連合							
公 社	土地開発公社						
そ の 他 市 が 損 失 補 償 し て い る 団 体 等	兵庫県信用保証協会						
	阪神福祉事業団						
	西宮市住宅整備資金等融資						

注1 資金不足比率は各会計ごとに算定される。

注2 農業共済事業特別会計については令和元年度末をもって廃止



## 2 健全化判断比率について

### (1) 実質赤字比率

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00

注 実質赤字額が生じていない場合は「—」で表示している。

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等の実質収支額の算定は、次のとおりである。

(単位：千円)

会 計	平成30年度	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
一般会計	712,060	597,935	4,731,548	4,133,613
中小企業勤労者福祉共済事業 特別会計	10,866	14,711	14,261	△450
公共用地買収事業特別会計	455	4,529	2,727	△1,802
母子父子寡婦福祉資金貸付 事業特別会計	0	0	0	0
計	723,381	617,175	4,748,536	4,131,361

注 この算定に用いる実質収支額は、事業繰越などの取扱いにより、各会計の実質収支額と異なる場合がある。

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、その算定は、次のとおりである。

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
標準税収入額等	88,987,183	89,787,485	91,557,121	1,769,636
普通交付税決定額	3,268,177	2,925,868	2,467,166	△458,702
臨時財政対策債発行可能額	4,783,024	3,568,229	3,763,855	195,626
計	97,038,384	96,281,582	97,788,142	1,506,560

本市においては、平成30年度決算、令和元年度決算及び令和2年度決算ともに実質赤字額は生じていないことから、実質赤字比率は「－」で表示している。なお、他市のデータが入手可能な令和元年度決算では、すべての中核市（令和2年3月31日現在。以下同じ。）において、実質赤字額は発生していない。

## (2) 連結実質赤字比率

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	早期健全 化基準	財政再生 基準
連結実質赤字比率	－	－	－	16.25	30.00

注 連結実質赤字額が生じていない場合は「－」で表示している。

連結実質赤字比率とは、一般会計のほか、特別会計（公営企業会計を含む。）を含めた全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質収支額の算定は、次のとおりである。

(単位：千円)

会 計		実質黒字額又は資金剰余額				
		平成30年度	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	対前年度増 減額(B-A)	
一般会計等		723,381	617,175	4,748,536	4,131,361	
一般会計等以外の 特別会計のうち公 営企業に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険	234,674	328,953	545,811	216,858	
	農業共済事業	41	12,333	—	△12,333	
	介護保険	869,160	751,882	707,920	△43,962	
	後期高齢者医療事業	248,154	247,512	255,800	8,288	
公営企 業会計	法適用 企 業	水道事業	4,071,991	4,520,706	4,224,475	△296,231
		工業用水道事業	2,817,973	2,945,599	3,001,765	56,166
		下水道事業	1,540,270	2,239,337	2,326,451	87,114
		病院事業	△174,720	△61,695	84,329	146,024
	法非適 用企業	食肉センター特別会計	4,946	0	0	0
計		10,335,870	11,601,802	15,895,087	4,293,285	

注 病院事業会計の資金不足額は、負数(△)で表示している。

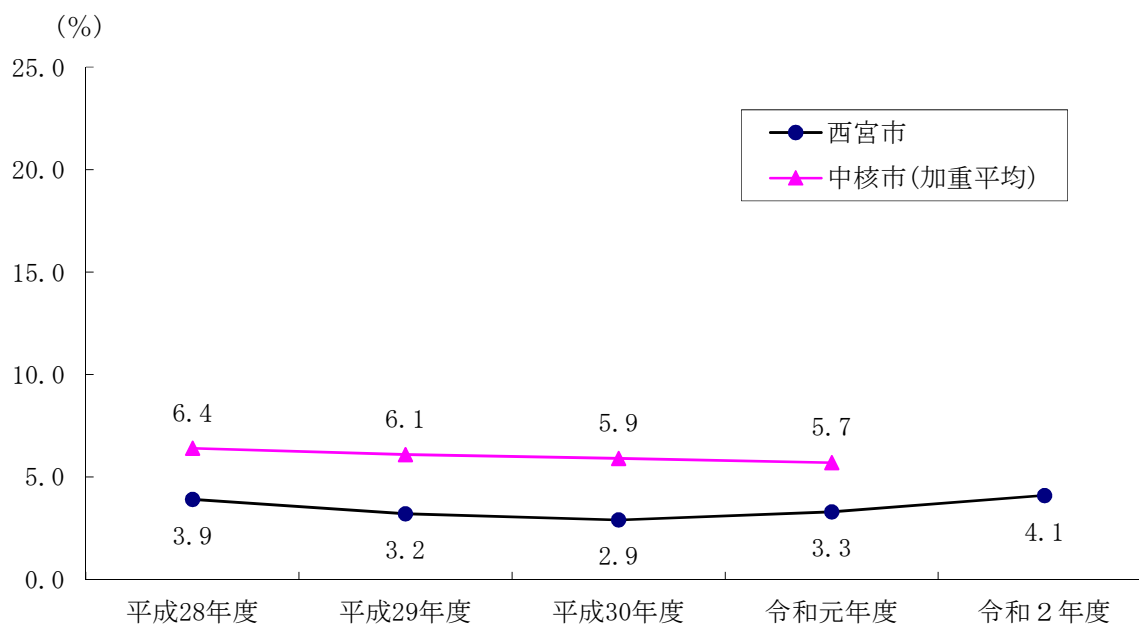
本市においては、平成30年度決算、令和元年度決算ともに病院事業会計で資金不足額が生じたが、他の会計の実質黒字額・資金剰余額が大きいため、連結実質赤字額は生じていないことや、2年度決算ではいずれの会計でも資金不足額が生じていないことから、連結実質赤字比率は「－」で表示している。なお、令和元年度決算では、すべての中核市において、連結実質赤字額は発生していない。

### (3) 実質公債費比率（3か年平均）

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	2.9	3.3	4.1	25.0	35.0

実質公債費比率（3か年平均）



実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

単年度では、平成30年度3.1%、令和元年度4.5%、令和2年度4.6%となっている。3か年の実質公債費比率を平均した結果4.1%となり、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

令和2年度の実質公債費比率（単年度）の算定式は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率 } 4.6\% &= \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \\ &= \frac{(14,688,245\text{千円}+4,710,527\text{千円}) - (5,206,085\text{千円}+10,096,069\text{千円})}{97,788,142\text{千円} - 10,096,069\text{千円}} \end{aligned}$$

- A 地方債元利償還金（一般会計等の公債費の元利償還額）
- B 準元利償還金（一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源にあてたと認められるもの等）
- C 特定財源（都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等）
- D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- E 標準財政規模

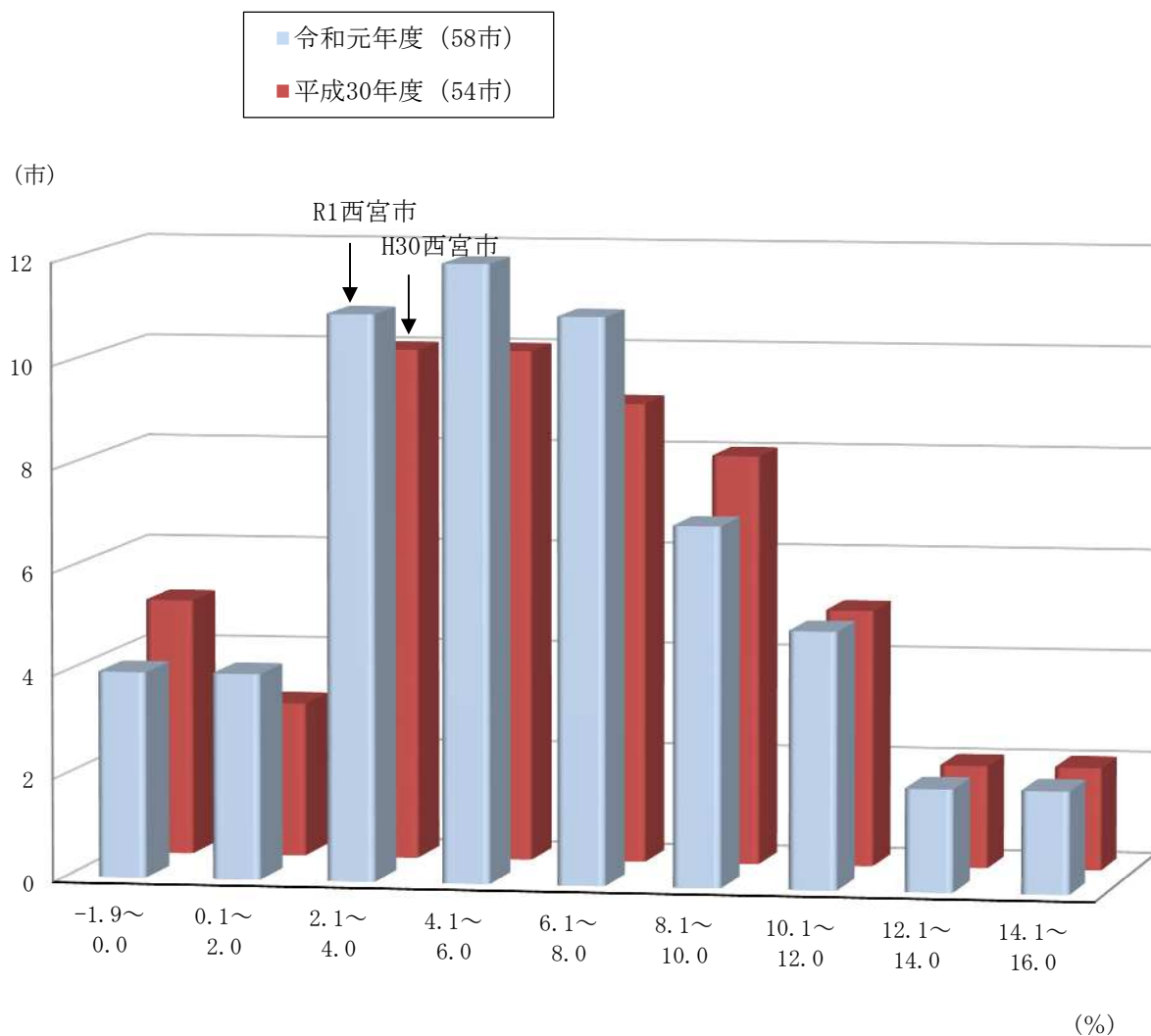
実質公債費比率（3か年平均）の算定に必要な各項目の数値は、次のとおりである。

（単位：千円）

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A 地方債元利償還金	14,829,154	15,112,241	14,688,245
B 準元利償還金	5,361,955	5,287,643	4,710,527
C 特定財源	6,564,104	5,941,230	5,206,085
D 元利償還金及び準元利償還金 に係る基準財政需要額算入額	10,941,128	10,537,088	10,096,069
E 標準財政規模	97,038,384	96,281,582	97,788,142

令和元年度決算においては、中核市の実質公債費比率（3か年平均）の平均値は5.7%であった。本市の実質公債費比率は、令和元年度決算では3.3%で平均値を下回っており、中核市58市の中では低いほうから17番目となっている。

中核市における実質公債費比率の分布状況は、次のとおりである。

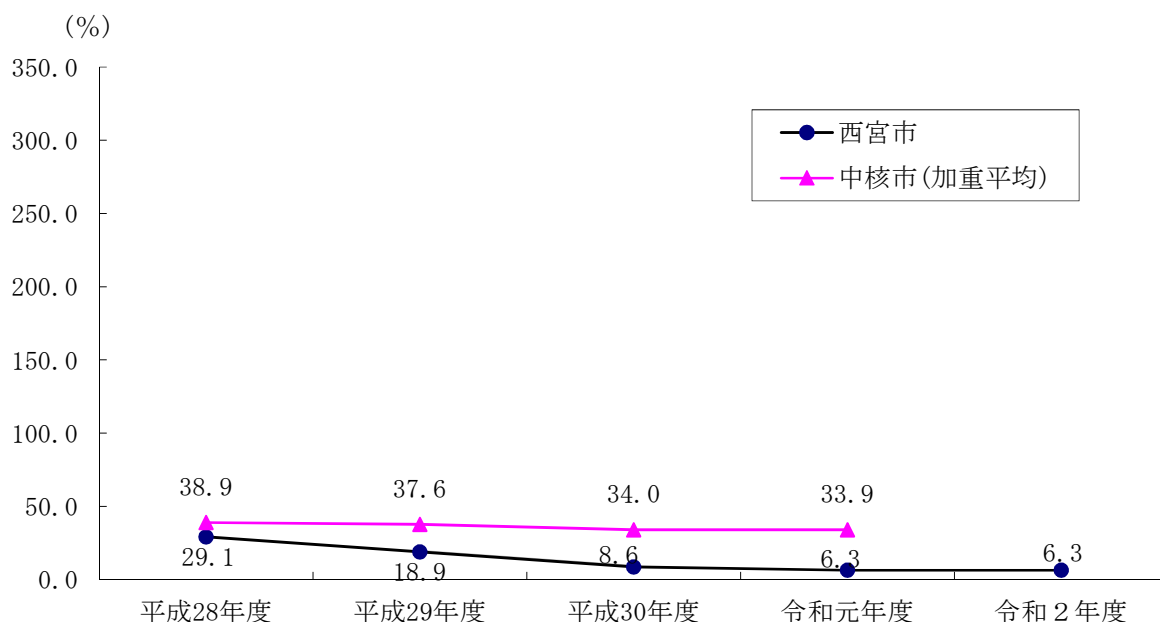


#### (4) 将来負担比率

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	8.6	6.3	6.3	350.0	—

将来負担比率



将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

将来負担比率は6.3%と、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。なお、ストック指標である将来負担比率では財政再生基準は設定されていない。

令和2年度の将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率 } 6.3\% &= \frac{A - B}{C - D} \\
 &= \frac{198,977,789 \text{千円} - 193,419,146 \text{千円}}{97,788,142 \text{千円} - 10,096,069 \text{千円}}
 \end{aligned}$$

A 将来負担額

B 充当可能財源等

C 標準財政規模

D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

将来負担額の算定は、次のとおりである。

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
一般会計等の地方債現在高	142,162,740	137,750,553	138,665,794	915,241
債務負担行為に基づく支出予定額	7,946,031	6,546,706	5,290,412	△1,256,294
公営企業債等繰入見込額	35,807,580	35,062,088	33,442,525	△1,619,563
組合負担等見込額	214,719	145,044	82,133	△62,911
退職手当負担見込額	21,473,554	21,166,834	21,290,209	123,375
設立法人の負債額等負担見込額	27,019	221,209	206,716	△14,493
連結実質赤字額	0	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0
計	207,631,643	200,892,434	198,977,789	△1,914,645

地方債の現在高は1,386億6,579万円で、臨時財政対策債628億1,764万円が4割以上を占めている。

債務負担行為に基づく支出予定額は52億9,041万円で、主なものは、北口北東再開発ビル駐車場整備事業9億6,557万円、公営住宅建設事業(西宮浜4丁目団地)8億2,200万円、北口図書館整備事業7億9,921万円、西宮浜中学校新設事業(兵庫県企業庁償還金)6億9,504万円、西宮浜小学校新設事業(兵庫県企業庁償還金)6億5,228万円となっている。

公営企業債等繰入見込額は334億4,252万円で、主なものは、下水道事業会計に対する繰入見込額314億2,203万円となっている。

退職手当負担見込額は212億9,020万円で、一般会計等が実質的に退職手当を負担する3,238人が、令和2年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額となっている。



各会計等に係る将来負担額は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分		将来負担額					
		地方債現在高	債務負担行為 に基づく支出 予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合負担等 見込額	退職手当負担 見込額	設立法人の 負債額等負 担見込額
一般会計等	一般会計	138,633,708	5,290,412			21,290,209	
	中小企業勤労者福祉共 済事業特別会計						
	公共用地買収事業特別 会計						
	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業特別会計	32,086					
一般会計等以外の 特別会計のうち公 営企業に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険特別会計						
	介護保険特別会計						
	後期高齢者医療事業特 別会計						
公 営 企 業 会 計	法適用	水道事業会計		327,950			
		工業用水道事業会計		606			
		下水道事業会計		31,422,031			
		病院事業会計		1,496,712			
	非適用	食肉センター特別会計		195,226			
一部事務組合	阪神水道企業団				64,266		
	丹波少年自然の家				17,867		
	後期高齢者医療広域連 合						
公社	土地開発公社						
その他市が損失補 償している団体等	兵庫県信用保証協会						3,179
	阪神福祉事業団						203,537
	西宮市住宅整備資金等 融資						
計		138,665,794	5,290,412	33,442,525	82,133	21,290,209	206,716

注 退職手当負担見込額は、2年度末退職者を除く全職員(3,476人)のうち、水道事業会計(160人)、工業用水道事業会計(4人)、下水道事業会計(74人)を除いた3,238人が対象

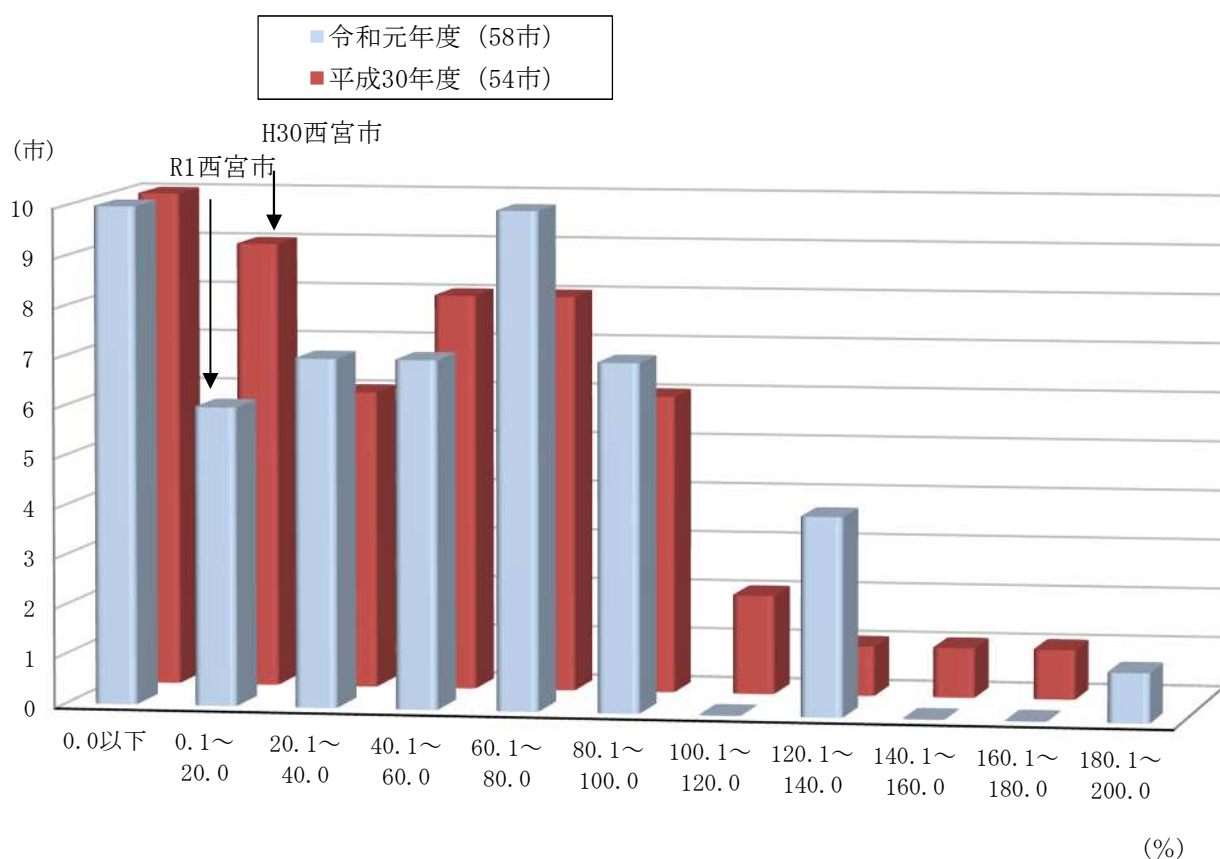
充当可能財源等の算定は、次のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成30年度	令和元年度 (A)	令和2年度 (B)	対前年度増 減額 (B-A)
充当可能基金額	37,632,371	32,777,081	34,015,305	1,238,224
充当可能特定歳入	42,988,403	45,551,579	43,446,405	△2,105,174
うち都市計画税	40,030,974	42,511,377	40,341,901	△2,169,476
地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	119,564,651	117,154,324	115,957,436	△1,196,888
計	200,185,425	195,482,984	193,419,146	△2,063,838

令和元年度決算においては、中核市の将来負担比率の平均値は33.9%であった。本市の将来負担比率は、令和元年度決算では6.3%と平均値を下回っており、中核市58市の中では低いほうから17番目となっている。

中核市における将来負担比率の分布状況は、次のとおりである。



### 3 資金不足比率について

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消するのが難しくなることから、公営企業としての経営状況の判断指標として、平成19年度決算から算定されることとなったものである。

この比率が経営健全化基準(20.0%)を超えると、経営健全化計画を策定しなければならないこととなっている。

令和2年度決算では、地方公営企業会計のいずれも資金不足は生じていない。

#### (1) 地方公営企業法適用会計

(単位：%)

会計名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	3.8	1.3	—	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は「—」で表示している。

法適用会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{資金不足額} = (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の企業債残高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

※流動負債及び流動資産は、算定基準による控除額を除いた額

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

区分の説明

ア	①	流動負債	決算における貸借対照表上の流動負債の額
	②	控除企業債等	決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額
	③	控除未払金等	貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために翌年度に地方債を起すこととしているものの額
	④	控除額	連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額
イ		算入地方債の現在高	建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度における残高
ウ	⑤	流動資産	決算における貸借対照表上の流動資産の額
	⑥	控除財源	当該年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額
	⑦	控除額	連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額
エ		解消可能資金不足額	事業の性質上、事業の開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額 資金不足が生じていないときは算定不要
オ		営業収益の額	決算における営業収益の額
カ		受託工事収益の額	決算における受託工事収益の額

資金不足比率の算定は、次のとおりである。

### 水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余	△4,071,991	△4,520,706	△4,224,475
ア 流動負債 ①-②-③-④	1,772,005	1,738,487	1,969,938
① 流動負債	2,926,598	2,921,031	3,105,151
② 控除企業債等	1,154,593	1,182,544	1,135,213
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑤-⑥-⑦	5,843,996	6,259,193	6,194,413
⑤ 流動資産	5,843,996	6,259,193	6,194,413
⑥ 控除財源	0	0	0
⑦ 控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ+カ)	9,251,242	9,181,908	8,219,558
オ 営業収益の額	9,255,669	9,186,918	8,233,485
カ 受託工事収益の額	4,427	5,010	13,927
資金不足比率 A/B×100			
資金不足額がない場合「△」表示	△44.0	△49.2	△51.4

### 工業用水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余	△2,817,973	△2,945,599	△3,001,765
ア 流動負債 ①-②-③-④	72,493	62,276	38,684
① 流動負債	90,699	75,902	50,584
② 控除企業債等	18,206	13,626	11,900
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑤-⑥-⑦	2,890,466	3,007,875	3,040,449
⑤ 流動資産	2,890,466	3,007,875	3,040,449
⑥ 控除財源	0	0	0
⑦ 控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オ+カ)	432,030	429,186	351,435
オ 営業収益の額	432,030	429,186	351,435
カ 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 A/B×100			
資金不足額がない場合「△」表示	△652.3	△686.3	△854.1

## 下水道事業会計

(単位：千円・%)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余	△1,540,270	△2,239,337	△2,326,451
ア 流動負債 ①-②-③-④	4,786,557	4,156,948	4,269,554
① 流動負債	10,161,262	9,507,909	9,113,906
② 控除企業債等	5,374,705	5,350,961	4,844,352
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑤-⑥-⑦	6,326,827	6,396,285	6,596,005
⑤ 流動資産	6,326,827	6,396,285	6,596,005
⑥ 控除財源	0	0	0
⑦ 控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (オーカ)	7,846,590	7,791,186	7,707,208
オ 営業収益の額	7,880,073	7,824,830	7,740,561
カ 受託工事収益の額	33,483	33,644	33,353
資金不足比率 A/B×100			
資金不足額がない場合「△」表示	△19.6	△28.7	△30.2

## 病院事業会計

(単位：千円・%)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
A 資金の不足額 (ア+イ)-(ウ+エ)			
△は資金剰余	174,720	61,695	△84,329
ア 流動負債 ①-②-③-④	937,805	939,365	1,627,319
① 流動負債	1,823,892	1,686,871	2,271,565
② 控除企業債等	886,087	747,506	644,246
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額	0	0	0
イ 算入地方債の現在高	0	0	0
ウ 流動資産 ⑤-⑥-⑦	761,035	874,560	1,711,648
⑤ 流動資産	761,035	874,560	1,711,648
⑥ 控除財源	0	0	0
⑦ 控除額	0	0	0
エ 解消可能資金不足額	2,050	3,110	0
B 事業の規模 (オーカ)	4,581,790	4,492,363	4,171,472
オ 営業収益の額	4,581,790	4,492,363	4,171,472
カ 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 A/B×100			
資金不足額がない場合「△」表示	3.8	1.3	△2.0

## (2) 地方公営企業法非適用会計

(単位：%)

会計名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	—	—	20.0

注 資金不足額が生じていない場合は「—」で表示している。

法非適用会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

資金不足比率の算定は、次のとおりである。

### 食肉センター特別会計

(単位：千円・%)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A 資金の不足額 ①-②+③ △は資金剰余額	△4,946	0	0
歳出 ①	364,102	414,800	328,100
歳入 ②	369,048	414,800	328,100
翌年度に繰り越すべき財源 ③	0	0	0
B 事業の規模	116,088	119,334	109,680
資金不足比率 A/B×100 資金不足額がない場合「△」表示	△4.3	△0.0	△0.0